

町田市浄化槽保守点検業登録通知書

複写無効

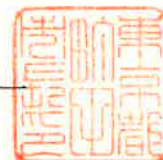
株式会社 町田清掃社

代表取締役 菅原 久仁夫

様

町田市長

石 阪 丈



2017年10月31日付けの浄化槽保守点検業者の登録申請については、  
浄化槽保守点検業者登録簿に登録したので通知します。

1	登録年月日	2017年12月23日
	有効期限	2022年12月22日
	(初回登録	2012年12月23日 )
2	登録番号	町浄保(2)第24号

(教示)

1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町田市長に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、町田市を被告として(訴訟において町田市を代表する者は、町田市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。